補装具費支給意見書 標準形電動車椅子

	1																	
氏 名									生年 月日	明治·大ī 昭和·平原 令和	正 或			年	月	日	())歳
住 所												TEL						
医学的 所 見	疾患名				身 長 体 重			c m /		kg 職業 (具体的に)								
	障害名									種	級	主な使	用場所	屋	内	屋外	屋「	内 外
障害の部位な	及びその状況	•											,					
使用中	の装具	<u></u>	・その他	()												
歩行(装具:有·無) 屋外歩行 屋内歩行				介助 不可	立位保持			自立 要手摺り 介助 不						可能				
移乗動作 自立 要			要手摺り	介助不可能				座位保	· ·持	背もたれ(要・不要)・シートベルト・不可能					可能			
車椅子	・可能		両足		片手(右 ·左)			片足(右 · 左)		· 一部可 · 自操不能			座りなおし 可			可能	不可能	
知的障害(無	疑い	有					視野・視力・聴力障害等		無有障害物			· 注況()	
感覚	障害	無	軽度	重度	脱失	部位()		内部障	害	心臓障	章害	腎臓障害	そ そ 0	の他()
	瘡	無	有	既往有	IJ	部位()	j	起立性低	血圧	無			有				
【処方内容】 基	<u>】</u> 本価格			 . 標準	2.	 頭頚部		本体	<u> </u>	1.標準	準形(低	 速用)		2.	標準形	(中速		
a. 新規			b. 2台同	同時支給		c. 再支給	a.	モシ	ジュール	 (標準)		b. オ-	-ダーメ-	イド	С.	レデ	ィメイ	ド
機	1. 手動り 2. 電動り						•	バッ	ッテリ			-ルドバ チウムイ	ッテリ オンバッ	テリ				
構 加 算	3. 電動テ 4. 電動テ	ィルト	機構		構				乍ボック 乍レバー	ス	1. 標準1. 感题	車型		a. ばね	2圧変更	ī		
」 【構造部品)	5. 電動リ								· イッチ		1. 標準			a. スイ				個
シート	1. 板張り 2. スリン 3. 張り訓	グ式	票準)		а.	奥行き調整構造			ヾック ポート		スリングョ 長り調整ョ			a. ワイ b. バ高 c. 背座 e. 背折	,クサポ ≦調整構 ≦角度調	ート延 [造]整	€長	
フットレッグサポート	3. 着脱式 4. 開閉着 5. 挙上·	t t f脱式 開閉 ^類	 着脱式		а.	レッグベルト全面の	張り		フット ポート		パレート パレート (二			a. 前後 b. 角度 c. 左右 d. 金属	で調整 ・調整	トサホ	∜ —ト	
アーム サポート	1. フレー 2. フレー 3. フレー 4. 独立型 5. 独立型	-ムー(-ムー(¹ _固定 ¹ _跳ね	本型_跳ね上 本型_着脱式 式 上げ式	げ式		a. 高さ調整構造 b. 角度調整構造 c. アームサポート d. アームサポート				-+ 	1. エ	動又は電 		ーキ(標			エア(
□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	スマインン力常方方型ォボ入ス/球十ルルプテーンコココ停向向ジーッカテ//字ースカアセグンンン止ススョスク・ィこ/プトバーリッアトトトスイイイセス・ッけペーラーントーロロロイッッスン クしン ッグ ムーーーッチチテサ ノー太 プ	ルルラチボボィ ブ 長 一一 ボーーッ / 左 左	tt リッド・ア 字・E・ ク			テテ呼痰携車杖杖酸栄点日雨泥スリ高ブルル 教書 またた素養滴よよよポフさ まま という はい かい おい はい かい はい かい はい かい	<u>左</u> <u>左・</u> 置 ガートル	<u>右</u> 架	<u>左·右</u>		1. 2. 1. 1. 2. 3. 4.	平モ ッ ド着マ枕枕面ー シ サ脱ル(()()()()()()()()()()()()()()()()()()(ド ン 一(ターデ ト枕イダィ 含プーメ) 枕含む) イド) ド)		層構造 体編物 り止め 水加工 上めか	ロエ	イド変更
【付属品】姿勢保持装置_製作要素と必要性について 【完成用部品】必要な理由について 種目名称別コード										· 使用%		- い適台	等、具体					
	4 杯別コート り意見します								<i>♪</i> ー フ	」一名/ :	衣 帕石							
	チェック 月		∃															
年 月 日 医療機関名 診療科 医師名																		

・意見書は、身体障害者福祉法第15条第1項に定める指定医師で肢体不自由の指定を受けている者、又は障害者総合支援法第59条に定める自立支援医療機関の医師が作 成すること。電動車椅子の耐用年数は6年である。